

工学院大学における公的研究費の管理に係る職務権限に関する規程細則

(目的)

第1条 この細則は、工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 承認とは、上位の職位にある者が下位の職位にある者の申請に同意することをいう。
- (2) 決裁とは、職務権限の行使を最終的に決定することをいう。

(職務権限の明確化)

第3条 学長は、所管業務に係る職務について、承認および決裁の権限の種類を別表の通り定める。学長は必要によりその職務を下位職位者に委譲することができる。

- 2 決裁者が決裁した場合でも、申請者および承認者も職位に応じた責任を有する。

(職務権限の行使)

第4条 職務権限の行使は次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者は職務遂行するとき必要となる権限事項は、別表に定める決裁を受けなければならない。
- (2) 権限事項の承認を求められた者は、自己の責任においてその適否を判断し決裁者に決裁を求める。
- (3) 決裁者は権限事項の最終的な決定を行う。

(事務)

第5条 この細則に関する事務は、研究推進課が処理する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、常務理事会で行う。

附 則

この細則は、平成25年4月24日から施行する。